

2008年12月12日

社団法人 日本経済団体連合会
会長 御手洗 富士夫 様

民主党 緊急雇用対策本部
菅 直人

要請書

世界的な金融危機がわが国の経済にも影響を及ぼし、雇用をめぐる状況が年末に向けて急速に悪化している。すでに採用内定の取消し、派遣労働者、有期労働者等の中途解除や雇い止めといった問題が生じており、厚生労働省の調査によると来年3月末までに3万人以上の非正規労働者の契約解除や解雇が予定されているという。企業は、厳しい経済状況下であっても労働法制の遵守、及び雇用維持・確保に向けた最大限の努力が求められているところであり、緊急の課題として以下のとおり要請する。

記

1. 採用内定の取消しは、当事者の学生・生徒に多大な損害と失望を与えるものであり、許容できない。貴連合会においては、採用を内定した時点で労働契約が成立しており、客観的に合理的な理由に基づき社会通念上相当であると認められる場合でなければ、内定取消しは無効であることを周知徹底し、安易な内定取消しを防止するよう要請する。
2. 企業は派遣労働者や期間工等の労働契約を途中で解除せず、労働契約が終了するまで雇用責任を全うするよう要請する。労働契約法上も契約期間中の中途解除(解雇)が「やむを得ない事由」と認められる場合については、解雇権濫用法理における「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」以外の場合よりも狭く限定的であると解されている。発注先や派遣先からの契約が中途解除されたという理由だけで、「やむを得ない事由」があると自動的に認められるものではないことを周知徹底されたい。
3. 有期労働者や派遣労働者等が雇用契約を打ち切られると同時に企業から提供されていた住宅・寮からの退去を余儀なくされ、雇用と同時に住まいを失う人々が続出している。雇用契約を終了する場合は、住宅・寮から退去するまでの猶予期間を設けるよう要請する。また、企業が空室となっている社員住宅や寮を求職者に提供するといった取り組みを歓迎する。

以上